

Vol.108 No.4 2018.3.1	<h1>農職組ニュース</h1>	茨城大学農学部 労働組合
-----------------------------	------------------	-----------------

大学は、「非常勤職員について、更新回数の上限は2回が原則だが、例外として、上司からの評価などにより現行制度でも継続は可能である」と答えています。

組合では、農学部事務長へ雇用期間 3 年目の対象者へも継続希望の意向調査を行っていただけるように前々からお願いしておりましたが、1 月下旬に意向調査が行われることなく農学部事務長より対象者へ「継続雇用しない」との通達がありました。

このことを受け、組合では、非常勤職員の継続雇用について、1 月 26 日に人事労務課へ下記の内容の要望書を提出し、早急な対応をお願いしました。

- ①人事労務課から農学部管理職者に対して、3 年以上の継続も可能であることを周知してほしい。
- ②3 年目の非常勤職員に意向調査を行ってもらえるよう指示してほしい。
- ③継続希望者の勤務評価等を行ってもらい、継続できるかどうか答えてほしい。

【大学からの返答】（裏面の回答(写)も併せてご覧ください。）

- ①について → 農学部に伝えている。
- ②について → 労働条件通知書において「更新なし」と明示されている者が対象ではなく、更新回数の上限を超えた更新を打診する際に行うものと考えている。
- ③について → 回答に明記されていないが、上記①②を踏まえると、農学部事務長が継続しないという決断をしたと考えます。

継続可能との回答がありながら、今回全ての非常勤職員が継続とならなかったのは誠に遺憾であります。この雇止めめで新たに雇用する採用実務も生じ、慣れた人がいなくなり再教育をしなければならない手間を考えると、大きなコストが無駄になり、大学経営方針として合理的とは到底思えません。実際、東京大学を含め、複数の大学では「5 年雇止め」規則を撤回しており、マスコミでも取り上げられています。

(参考：<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO2482381019122017CR8000/>)

雇用期限を設けること自体は無期転換ルールの下で禁止されてはいませんが、雇用期限を設定する場合にはその理由が説明できるようになっているべきと文科省も答えています。

組合は今後もこの問題について大学と交渉をしていきたいと考えています。

残念ながら今年度更新限度に達した方は、求人募集が出ましたら是非再応募をしていただければと存じます。茨城大学では**即再応募可能**です。「クーリング期間」をおく必要はありません。(人事労務課確認済み)

また、現在非常勤職員として働いている方は、正規職員への登用制度があります。年に 1 度試験が行われるので、関心のある方は是非挑戦してください。登用試験については、ガールーンに掲載されるのでご確認ください。

◆選考方法…面接・勤務評価・論文・上長の推薦・その他（昨年度登用実績：1 名）

※内容についてのお問い合わせや情報提供などありましたら、
 農学部労働組合 (029-888-8536 / hisae.taguchi.marou@vc.ibaraki.ac.jp) までお願いします。

平成30年2月6日

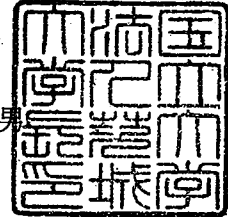


農学部労働組合

執行委員長 中島弘美 殿

国立大学法人茨城大学

学長 三村信男



非常勤職員の継続雇用について (回答)

平成29年12月14日の団体交渉の際、大学側から貴組合に、更新回数の上限は2回が原則であることを確認した上で、勤務成績・評価が優秀な者についてはこれを超える更新の可能性を説明しました。このことは、農学部にも伝えておりますので、2回を超える契約更新の有無の判断は、勤務評価に基づいて適切に行われたものと理解しております。

非常勤職員への意向調査は、労働条件通知において「更新なし」と明示されている者に対して行うものではなく、勤務成績・評価が優秀な者に対して更新回数の上限を超えた更新を打診する際に行うものと考えます。このため、更新2回を終える非常勤職員すべてに対して意向調査を行う必要はないと考えております。

なお、農学部事務組織の在り方については、先日の団体交渉時に理事（総務・財務）から説明があったとおり、平成29年度からの農学部学生定員増や新棟建設に対応するために事務組織の強化を図ることとしており、現在、非常勤職員に代えて常勤職員の配置（増員）を検討しているところです。